

介護老人福祉施設「契約書別紙兼重要事項説明書」

(令和7年11月1日)

あなた（又はあなたの家族）が入所しようと考えている指定介護老人福祉施設について、契約を締結する前に知っておいていただきたい施設の概要及び提供するサービスの内容等、入所していただくにあたってご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1 当該施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-55-5700 (午前9時～午後5時30分まで) 担当 廣岡 健児

2 ご利用施設の概要

(1) 事業者の概要

法人名称	社会福祉法人 清規会
代表者の役職名及び名前	理事長 李 笑求
所在地	千葉県東金市家之子長谷 2010-3

(2) 施設の名称・所在地等

施設名	特別養護老人ホーム 芙蓉荘
所在地	千葉県東金市家之子 2010-3
事業者番号	1271800185
施設長名	廣岡 健児

(3) 施設の職員体制

管理 者	1名（兼務）	医 師	1名（嘱託）
生活相談員	1名以上	管理栄養士	1名
看護職員	2名以上	介護職員	20名以上
機能訓練指導員	1名（兼務）	介護支援専門員	1名

(3) 施設及び設備等の概要

定 員	50名	静養室（兼）	1室
居 室	4人部屋	11室（1室34.8m ² ）	医務室（兼）
	2人部屋	2室（1室23.6m ² ）	食堂
	個 室	2室（1室11.5m ² ）	機能訓練室
浴 室		一般浴槽と特別浴槽があります。	談話室
			2室

3 運営理念

福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

4 サービス内容

(1) 介護給付によるサービス

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 居室・・・基本的には定員4名の居室になります。
- ③ 食事

・朝食 8時00分～ ・昼食 12時00分～ ・夕食 17時30分～

- ④ 入浴

一般入浴と機械入浴にて御利用いただけます。

ただし状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

- ⑤ 介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑥ 機能訓練

一人一人の状態に応じて機能回復訓練(日常生活訓練)をおこないます。

⑦ 生活相談

常勤の生活相談員に生活に関する相談ができます。

⑧ 健康管理

当施設では、年間1回以上の健康診断を行います。

また、医師、看護職員により、健康管理を行っています。

(2) その他のサービス

① 理美容

当施設では、理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

② 行政手続きの代行

行政手続きの代行を施設にて実施しております。

手続きにかかる経費はお支払いいただきます。

③ 特別な食事の提供

当施設では、通常メニューの他に希望により特別な食事（特別食）を提供いたします。

但し、特別食は別途料金がかかります。

④ レクリエーション

当施設では、年間数回のレクリエーションの行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

⑤ その他

金銭の管理、預金の入金出金の整理、買い物の代行、必要な衣類、医療衛生材料、医薬品の提供については、別途料金がかかります。

5 利用料金

(1) 施設利用料

① 基本料金（令和6年4月）

要介護度1	589単位	要介護度2	659単位	要介護度3	732単位
要介護度4	802単位	要介護度5	871単位	多床室・個室（1日の利用料）	

② 加算料金

ア、個別機能訓練加算（I）	1日につき	12単位
イ、個別機能訓練加算（II）	1ヶ月につき	20単位
ウ、看護体制加算（I）	1日につき	6単位
エ、看護体制加算（II）	"	13単位
オ、夜勤職員配置加算	"	22単位
カ、日常生活継続支援加算	"	36単位
キ、認知症専門ケア加算（I）	"	3単位
ク、口腔衛生管理加算（I）	1ヶ月につき	90単位
ケ、口腔衛生管理加算（II）	1ヶ月につき	110単位
コ、療養食加算	1回につき	6単位
サ、経口維持加算（I）	1ヶ月につき	400単位（180日を限度）
シ、初期加算	"	30単位（30日を限度）
ス、看取り介護加算	1日につき	72単位（死亡日以前45～31日）
"	"	144単位（死亡日以前4～30日）
"	"	680単位（死亡日前日、前々日）
"	"	1,280単位（死亡日）
セ、退所前連携加算	1回限り	500単位

ゾ、入院、外泊時加算	1日につき	246単位（6日を限度） (7日目から別途料金が発生します。)
タ、若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120単位
チ、認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200単位（入所から7日を限度）
ツ、科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	50単位
テ、栄養マネジメント強化加算	1日につき	11単位
ト、安全対策体制加算	1回限り入所時につき	20単位

※介護職員等処遇改善加算として、(1ヶ月の総単位数) × 14.0%の単位数が追加となります。

※当事業所の地域区分は、7級地適用地域であるため、1単位 10.14円となります。実際の負担料金は、介護給付の範囲においては上記の合計単位数に 10.14円を乗じた金額の1割、2割、3割となります。

※状況により、単位数、加算が変更になる場合もあります。

(2) 自己負担となるもの

①食費（所得に応じて限度額が設定されています。）

朝 食	500円	昼 食	600円	夕 食	600円
おやつ	60円	飲み物代	50円		

※嚥下調整食を提供している方：+70円／1食

②居住費（所得に応じて限度額が設定されています。）

※入院、外泊時居住費（7日目からは別途料金がます。）

1日の自己負担分			
多床室	915円	個室	1231円

③特別な食事の提供

「厚生労働省が定める利用者が選定する特別な食事の提供に係る基準」により、提供した場合。

④特別な居室の提供

「厚生労働省が定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」により提供した場合。

⑤その他の費用

費 用 区 別			
項 目	計算基礎	金 額	概 要 (内容)
預かり金手数料	月 額	3000円	金銭管理（入出金、支払いの代行）
理美容代	1 回	実費 1500円	業者が行った場合
クラブ（教室活動）	1 回	実 費 おおむね 400円	習字教室、絵画教室、体操教室に 参加した場合
医療費		実 費	医療衛生材料、医薬品
買い物代行	1 回	1000円	本人家族に代わり買い物を代行した場合
空きベッド代	1 日	1000円	入院、外泊時（7日目以降）
嗜好品	1 月	500円	イベント用として

(3) 基本料金の減免措置

①旧措置者に対する減免

②社会福祉法人による減免措置

(4) 支払方法

1 事業者は当月の利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に通知します。

2 利用者は当月料金の合計額を翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。

但し、口座引落し利用の場合は当月料金の合計額を翌月 20 日（引落日が土日祝日の場合は翌営業日）

支払いとします

3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

①要介護 1 以上の認定を受けた方で入所を希望する方は、電話等でご連絡ください。

②入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間とあわせます。ただし、入所要件を満たせば、自動的に更新出来ます。※詳細は、生活相談員におたずねください。

6 契約の終了

(1) 利用者の解除権

事業者が、介護保険法その他の関連諸法令及び本契約に定める債務と履行しなかった場合、又は事業者及び事業者の職員が利用者に対し不正行為を行った場合には、利用者は事業者に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合は、利用者の意思表示が事業者に到達した時点で終了となります。

(2) 事業者の解除権

① 2ヶ月の利用料を滞納し、督促後 14 日経過しても支払いがないとき。

② 利用者又はその関係者において、サービス事業者・従業者との間の信頼関係を著しく破壊するなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、事業者から利用者又はその関係者に対して是正を求めるにもかかわらずその状況の改善が見込めない場合。

(3) 契約の自動終了

① 死亡若しくは非該当となった場合。

② 入院し、3ヶ月経過後も退院できないと判明した場合

③ 他施設への入所が確定した場合

④ 要介護 2 以下となった時点で特定要件に該当しない場合。

7 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

・利用者一人ひとりのニーズと状況を十分把握し、質の高いサービスを提供するよう努めます。また、利用者のお話をよく聞き、不安や不満をなくすよう努め、毎日の生活に潤いと安心をもたらすよう心掛けています。

(2) 施設利用にあたってご留意いただく事項

①面会 : 来訪者は、入口の面会簿にご記入ください

②外出・外泊 : 外出・外泊者は事前に連絡し、施設長に外泊・外出届を提出してください。

③喫煙 : 施設内禁煙です。

④政治・宗教・勧誘活動 : 施設内では、活動を禁止しています。

⑤施設器具の利用 : 施設の設備器具を利用するときは、事前に届け出て頂き損害を与えた場合は弁償していただきます。

⑥金銭・貴重品の管理 : 小銭を除きお金、貴重品、重要書類等は、施設で保管、管理いたします。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処遇を講じるほか、ご家族等へ速やかに連絡いたします。

9 協力機関

九十九里病院	山武郡九十九里町片貝 2700	0475-76-8282
茂原デンタルクリニック	茂原市法目 1280-1	0475-34-5011

1.0 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1.1 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(1) 身体拘束一例

- ① 車椅子やベッドに腕や四肢を固定する。 ②ミトン型の手袋をつける。 ③腰ベルトやY字型抑制帯をつける。 ④居室の外から鍵をかける。 ⑤向精神薬を過度に使用する。

1.2 虐待の防止

原則として、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するため研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、該当事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.3 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ①ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を尊守し、適切に努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- ③事業者は従業者に、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で無くなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。
- また、ご利用者様のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様のご家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙・電磁的記録含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者の管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。）

1.4 衛生管理等

- (1) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所等に助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1.5 非常災害対策

- | | |
|---------|----------------------|
| ・災害時の対応 | 安全な場所へ避難誘導いたします。 |
| ・防災設備 | 法令に基づき必要な設備を設置しています。 |
| ・防災訓練 | 年3回の避難訓練を行います。 |
| ・防災責任者 | 廣岡 健児 |

1.6 サービス内容に関する相談・苦情・虐待防止窓口

① 当施設ご利用者相談・苦情・虐待防止担当

担当者 廣岡 健児 電話番号 0475-55-5700

②その他

当施設以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・千葉県国民健康保険団体連合会 | 電話番号 043-254-7428 |
| ・東金市高齢者支援課 | 電話番号 0475-50-1219 |
| ・山武市高齢者福祉課 | 電話番号 0475-80-2641 |
| ・九十九里町健康福祉課 | 電話番号 0475-70-3184 |

利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

<事業所名> 社会福祉法人 清規会 特別養護老人ホーム芙蓉荘

<指定都道府県名> 千葉県

<指定事業所番号> 1271800185

<住所> 千葉県東金市家之子2010-3

<代表者名> 理事長 李笑求 印

<説明者> 所属 特別養護老人ホーム芙蓉荘

氏名 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住 所

氏名 印

(代理人兼身元引受人)

住 所

氏名 印